

市民健康文化都市条例検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成27年 5 月29日

袋井市長 原 田 英 之

市民健康文化都市条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民の誰もが健康で住み良いまちを実感できる、「日本一健康文化都市」の実現を目的とした、まちづくりの規範となる条例（以下「条例」という。）を制定するため、市民健康文化都市条例検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、その結果を市長に提言する。

- (1) 条例のあり方等に関すること。
- (2) 条例に盛り込む内容等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、条例が制定されるまでの期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要と認めるときに、会長が招集し、その議長となる。

ただし、会長が未決定の場合は、市長がこれを招集することができる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。